



新年明けましておめでとうございます

区民の皆様には、新しい年を健やかに迎えることとお慶び申し上げます。

さて、下京のまちは、その悠久の歴史の中で、全国に誇る様々な産業や文化を町衆の活力で育んでまいりました。

今年、下京区は、誕生125年を迎えます。私は、この素晴らしい伝統を更に発展させ、区民が誇りを持てるまちづくりを目指し、皆様との強いパートナーシップのもと、区政の推進に努めて参る決意であります。

区民の皆様への一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、今年一年の皆様の健康とご多幸を心から祈念致します。

下京区長 竹井 勝

小・中学校人権ポスター展

優秀作品紹介

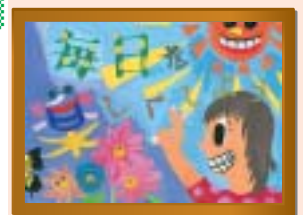
人権啓発ポスター展には、小学生から47作品、中学生から27作品の応募がありました。厳正な審査の結果、選ばれた優秀作品6作品をご紹介します。



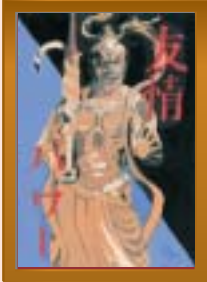
最優秀賞 松本 一希
七条中3年



最優秀賞 安田 風子
植柳小3年



優秀賞 中川 柚香
梅運中1年



優秀賞 中野 亮
皆山中2年



優秀賞 小川 梓
湊風小2年



優秀賞 乾井 彩
西大路小1年

乳幼児医療費支給制度が拡充されています

ここ知っていますか？

市では、乳幼児医療費支給制度の改正を平成15年9月に、対象年齢を小学校就学前までに拡大しています。

3歳未満のお子様の外来受診・小学校教育前までの入院受診については、健康保険証と一緒に、乳幼児医療費受給通知書(乳児医療費受給通知書)を医療機関の窓口へ提示していただく、一医療機関につき、1ヵ月200円の一部負担金で受診していただけます。受給者証をお持ちでない方は、お子さんの名前が載った健康保険証(原本)をご持参のうえ、福祉課で手続きください。

また、3歳以上の外来受診については、医療機関などの窓口で、医療費の自己負担(3割など)をお支払いいただけますが、その額が1ヵ月で8千円(複数の医療機関に通院した場合は合算可能)を超過した場合、その超過した額を払い戻します。医療機関などでは、必ず領収書(患者名・保険診療点数・受診日の明記されたもの)を受け取り、福祉課でお手続きください。後日、指定口座に振り込みます。

私民手続きの必要書類

- 1 領収書の原本(患者名・保険診療点数・受診日の記載されたもの)
- 2 お子様の名前が載った健康保険証(原本)
- 3 乳幼児医療費受給者証(すでに交付を受けている方のみ)
- 4 振込先の口座番号がわかるもの(郵便貯金はお取扱いできません)

その他、印鑑や保険者からの医療費支給証明証が必要な場合があります。

問合せ 福祉課福祉係

けすぞう君の防災 Q&A 地域ぐるみで災害に備えよう!



新年明けましておめでとうございます。けすぞう君です。

本年、よろしくお願ひします。

阪神・淡路大震災では、6,400名を超える尊い命が失われました。9年が過ぎ、市民の防災意識が年々風化していると耳にします。昨年12月には下京区総合防災訓練を行いました。もう一度地震対策を考えてみませんか。

今回は、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえたお話をします。

Q 住民はどのような防災活動を行ったのですか。

A 地震では多くの家が倒壊し、何万人の方が下敷きになったり閉じ込められたりしましたが、ほとんどは周囲の方に救出されました。命を救ったのは、ご近所の方だったのです。「あのときに力となったのは、日ごろからの地域の連帯だった。神戸の人たちが身を助けてくれたのは、隣近所のつながりの大切さでした。

Q 大地震が発生した場合、何をすればよいのでしょうか。

A 揺れが大きい場合、どこにいても最初の1分間は、まず、自分の身の安全を守ることが必要です。テーブル・机・ベッド・布団などの下にもぐり込み、座布団などで頭を保護しましょう。揺れがおさまったら、ドアや窓を開けて逃げ道を確保し、火の始末をします。慌てず、落ち着いて行動することが大切です。

また、京都市に大地震が発生した場合、最新の被害想定では96件の火災が発生すると予想されています。消防局は最大限の努力をして消火や救助に当たりますが、それでも限界があります。そこで、まず火を出さないこと、早い段階で消すこと。更に、救助が必要な人をしての初期活動がとて重要になります。

Q 災害に備えて、どのような取り組みが行われていますか。

A 住民自らが地震や火事などの災害に対応できるように、市内全域で学区を単位とした自主防災会や町内会を単位にした自主防災部が結成されています。特に自主防災会では、災害が起こったときのために、情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班などを作り、皆さんが活動能力を身につけるための訓練が行われています。

また、消防局では、住民の皆さんが自分たちのまちの防災について自ら考え、話し合い、その内容を、地域の実情に応じた町内版の防災計画としてまとめる「身近な地域の市民防災行動計画」づくりのお手伝いを行っています。

災害時は、一人一人がバラバラに行動するよりも、地域の人々が協力して防災活動に当たるほうが効果的です。日ごろから地域の人々との交流を深め、自主防災活動に関心を持ち、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

応急手当の講習会を開催します!

日時 平成16年2月6・13日(金)
いずれも午後1時30分～4時30分
(都合の良い日をお選びください)

場所 ひと・まち交流館 京都

内容 ・心臓や呼吸が止まった場合の
手当
・止血の方法 など

対象 区内に在住か通勤されている方

費用 無料 定員 各90名

申込み 電話で下京消防署救急係まで
(☎361・4411)

文化財防火運動 1月23～29日まで
文化財を火災から守ろう!

税金について 知ろう

「亡くなった場合の扶養控除は?」

Q 私はこれまで母を扶養親族としてきましたが、昨年の4月に、その母が亡くなりました。平成16年度の市・府民税の申告では、私は母の扶養控除を受けられないのでしょうか。

A 市・府民税の扶養控除は、扶養される方が次の条件をすべて満たす場合に受けられます。

- 1 生計を一にする親族であること(同居・別居は問いません)
- 2 他人の扶養親族でないこと
- 3 扶養される方の合計所得金額が38万以下であること
- 4 事業専従者でないこと

また、扶養親族に該当するかどうかは、通常、前年の12月31日の状況によって判定しますが、その方が、年の途中で死亡した場合は、死亡時の状況で判断します。

今回の場合、お母様が亡くなったときのために、情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班などを作り、皆さんが活動能力を身につけるための訓練が行われています。

また、消防局では、住民の皆さんが自分たちのまちの防災について自ら考え、話し合い、その内容を、地域の実情に応じた町内版の防災計画としてまとめる「身近な地域の市民防災行動計画」づくりのお手伝いを行っています。

災害時は、一人一人がバラバラに行動するよりも、地域の人々が協力して防災活動に当たるほうが効果的です。日ごろから地域の人々との交流を深め、自主防災活動に関心を持ち、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

阪神・淡路大震災から14年... 応援します! 木造住宅の耐震診断

近年、住宅環境の劣化により、ダニなどによるアレルギーや、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物などに影響を受けた体調不良など、住まいを原因とする健康被害が増加しています。

このような室内環境の汚染が引き起こすさまざまな体調不良を総称して「一般にシックハウス症候群」と呼んでいます。

対策① 換気をしましょう

換気は、部屋にたまっている汚れた空気をきれいにし、基本的で有効な方法です。

特に冬の季節は、暖房時に換気を忘れがちなので、1時間に5分程度、定期的に換気をするよう注意しましょう。

これを教訓に、市では、特に被害例が多かった古い木造住宅の耐震診断を実施しています。これは、市民の皆様が所有されている木造住宅について、市が費用の一部を負担して耐震診断士を派遣するものです。利用を希望される方は、申し込み先までご連絡ください。

なお、借家の方は、所有者と相談のうえ、お申し込みください。

対象建物 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積が200㎡以下の木造住宅

申込先 (株)京都市まいつりセンター ☎693・5133

申込者負担金 3千円

その他 申込書は、地域振興課及び問合せ先で配付。都市計画局指導課のホームページ(<http://www.city.kyoto.jp/keiki/sidou/>)からダウンロードできます。

問合せ 都市計画局指導課 ☎222・3620(または(株)京都市まいつりセンター)

対策② 整理、清掃を心掛けましょう

掃除をこまめに行い、ダニやカビなどの発生を防ぎましょう。特に、暖房時の結露はカビなどの発生原因になりやすいので注意しましょう。

住まいには、利便性を求めるだけでなく、健康への配慮も必要になります。快適な住まいづくりのために、日ごろの生活習慣を見直すことも大切です。

保健所では、住まいの衛生(シックハウス症候群など)に関する相談窓口を開設しています。また、一般家庭のダニ・アレルギー測定やホルムアルデヒドなど室内空気環境の簡易測定も必要に応じて実施していますので、お気軽にご相談ください。

問合せ 衛生課

障害者の有料道路通行料金割引制度が改正

有料道路料金所での割引の確認方法が変更され、割引証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、制度が利用できます。なお、現行の割引証は5月末日で廃止されます。また、ETC機器を利用される方についても割引が可能となります。利用にあたっては、①現在お持ちの身体障害者手帳または療育手帳、②車検証、③運転免許証(障害者本人が運転の場合)を、ETCに追加して、障害者本人名義のETCカード及びETC車載器セットアップ申込書・証明書もご持参ください。

問合せ 市保健福祉局障害保健福祉課 ☎251・2361

下京芸術文化フェスティバル

舞台発表 参加者募集

芸術文化フェスティバルは、区民の皆さんの文化芸術活動の発表と交流の場として、2年に一度開催している祭典です。今回は、日ごろから自主的に活動されている方で、日舞・洋楽・邦楽・洋楽などの舞台発表をしていただける方を募集します。

応募資格 区内に在住か、通勤・通学の個人または団体

出演時間 20分以内

出演料 無料(ただし、衣装に活動されている方で、日舞・洋楽・邦楽・洋楽などの舞台発表をしていただける方を募集します。

募集期間 3月13日(土)午後1時～4時

場所 大谷ホール(下京区諏訪町通六条下る上柳町)

問合せ 地域振興課

わが町 再発見

元六条御所 長講堂 (富小路五条下る本塩町)

長講堂は、寿永2年(1183)、後白河法皇が六条西洞院に六条御所を構えた際に、多くの荘園を寄進するとともに「長講堂起講五ヶ条を定め、その護持を図った。しかし、兵乱の多い京都では火災も多く、長講堂も度々被災し、寺域は狭くなり、天正18年(1590)、豊臣秀吉による地区整備の際に、下寺町にあたる現在の地に移転した。

本尊の阿彌陀三尊は、内に、持仏堂として創建された。正法華寺に、法華寺と、講堂、阿彌陀三尊と、法皇は、多くの荘園を寄進するとともに「長講堂起講五ヶ条を定め、その護持を図った。しかし、兵乱の多い京都では火災も多く、長講堂も度々被災し、寺域は狭くなり、天正18年(1590)、豊臣秀吉による地区整備の際に、下寺町にあたる現在の地に移転した。

また、法皇殿に安置されている後白河法皇御尊像も、重要文化財に指定されており、毎年4月13日の法皇忌に特別公開される。

動きをあらわしている。

また、法皇殿に安置されている後白河法皇御尊像も、重要文化財に指定されており、毎年4月13日の法皇忌に特別公開される。

2月2日は、市・府民税 第4期分の納期限です。納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますのでご注意ください。

* 市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 市民税課